

事業名	学校給食費の引き上げ
セールスポイント	・ 物価高騰対策として、給食の 1 食単価を当初予算から、約3%を引き上げ ・ 引き上げ単価による給食をいち早く提供するため、7月分の献立から反映

1. 事業実施に至った経緯、背景など

消費者物価指数(都区部・令和7年5月分)の食料費は昨年同月より上昇。

学校現場の工夫により、給食の質等を維持してきているが、使用する食材等の選択肢が狭まってきている。今年4月より昨年度の当初予算と比べ、1食あたりの単価を約10%増加させているが、現在の物価上昇の状況を鑑み、さらに引き上げを行う。

2. 目的

物価高騰下においても、単価を引き上げることで、給食の量と質をしっかりと担保すること。

3. 内容

7月以降の小中学校における給食の一食単価を、当初予算から、約3%引き上げる。

4. 対象

区立小・中学校に在籍する児童・生徒

5. 事業費

- 1,780万2千円(令和7年7月~令和8年3月分)※第2回区議会定例会補正予算案に計上
 - ①小学校分 1,281万4千円
 - ②中学校分 498万8千円



串	\\\	47
事	耒	7

子育て世帯へ「おこめ券」の配付

セールスポイント

- ・ としま子ども若者応援基金を活用した食料支援
- ・ 物価が高騰している現状において、子育て世帯に対して即効性のある食料支援を行う
- ・ 給食が提供できない夏休みの食費負担を軽減するため、特に価格が高騰している米の 購入ができる「おこめ券」をプッシュ型で配付

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

今般、米をはじめとする食料品の価格が高騰し、家庭の経済的負担が増加していることにより、子どもや若者たちの生活に深刻な影響を与えている。

2. 目的

依然として物価が高騰している現状において、「としま子ども若者応援基金」を活用し、食料品の確保に不安を抱える子育て中の非課税世帯に対して、即効性のある食料支援を実施する。

3. 内容

18歳以下の子どもがいる区内在住の非課税世帯に対し、おこめ券10枚(4,400円分)を配付する。

4. 対象·配布方法

(1)対象

令和7年7月1日時点で、18歳以下の子どもがいる非課税世帯約1,500世帯(昨年度の物価高騰対策給付金の対象を参考に算出)

- (2)配付方法
 - ①プッシュ型配付

住民記録および住民税情報から対象条件に該当する世帯を抽出し、申請不要でおこめ券を配付する

②申請型配付

豊島区に住民税情報がない世帯等、①に該当しなかった世帯から申請を受付し、要件に該当する場合に おこめ券を配付する

(3)スケジュール

令和7年8月から対象者抽出・おこめ券の発送(プッシュ型)および申請を受付

5. 事業費

892 万円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



串	\\\	47
事	耒	7

子ども食堂に対する補助の増額

セールスポイント

- ・ としま子ども若者応援基金を活用した食料支援
- ・ 物価高騰によって食料品の価格が急騰し、食材確保に不安を抱える「子ども食堂」に対して 支援をする

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

今般の物価高騰では米をはじめとする食料品の価格が急騰し、家庭の経済的負担が増加していることにより、 子どもや若者たちの生活に深刻な影響を与えている。

2. 目的

依然として物価が高騰している現状において、「としま子ども若者応援基金」を活用し、食料品の確保に不安を 抱える子ども食堂を支援する。

3. 内容

各事業者の申請により、令和7年度 豊島区子ども食堂事業補助金の年間補助上限額を増額する

4. 対象

区内で子どもやその保護者への食事と交流の場を提供する子ども食堂(約15団体)

5. 補助上限額

年間利用者数に応じ、補助上限額を 7,200 円~18,000円の範囲で引き上げを行う

〈申請区分〉 年間利用者数	補助上限額	増額分
①120人	150,000円 → 157,200円	7,200円
②180人	186,000円 → 195,600円	9,600円
③240人	240,000円 → 252,000円	12,000円
④300人	336,000円 → 352,800円	16,800 円
⑤360人	360,000円 → 378,000円	18,000円

[※]令和7年8月以降に交付申請を受付する予定

6. 総事業費

504万円 ※増額分の24万円を第2回区議会定例会補正予算案に計上



_	_	vi	17		_
9	2	\equiv	Ξ	4	/
=	#	₹	₹	1	

子ども若者支援事業者への補助

セールスポイント

- ・ としま子ども若者応援基金を活用した新たな食料支援
- ・ 物価高騰によって食料品の価格が急騰し、食材確保に不安を抱える NPO 法人等の 子ども若者支援事業者に対して支援をする

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

今般の物価高騰では米をはじめとする食料品の価格が急騰し、家庭の経済的負担が増加していることにより、 子どもや若者たちの生活に深刻な影響を与えている

2. 目的

依然として物価が高騰している現状において、「としま子ども若者応援基金」を活用し、食料品の確保に不安を 抱える子ども若者支援事業者に対して補助を行う。

3. 内容

各事業者の申請に基づき、昨年度半年間で要した食料費の10%を上限に補助を行う

4. 対象

子ども若者育成支援推進法に基づく「子ども若者支援地域協議会」(平成 30 年 12 月設置)における実務者会議 (居場所会議)を構成する NPO 法人等約 10 事業者

5. スケジュール

令和7年8月以降に交付申請を受付する予定

6. 事業費

38万4千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



高齢者のための誰でも食堂に対する補助の増額

セールスポイント

- ・ 物価高騰の状況を鑑み、運営の安定化を図るため、高齢者のための誰でも食堂に対する 補助を増額する
- ・ 一人暮らし高齢者の多い本区において、気軽に立ち寄り、飲食をしながら交流をすること ができる「高齢者のための誰でも食堂」の取り組みを推進し、孤食・フレイル等を予防する

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

一人暮らし高齢者の割合が日本一高い本区において、高齢者の閉じこもり予防やフレイル予防等への対策として、 食などを通じて、外に出る機会を設け、高齢者の交流の機会の創出や、心身の健康増進、多世代交流の促進を実現 することが重要である。

令和 5 年 6 月の区長の所信表明において、「仲間と共に食事を楽しめる『だれでも食堂』の拡充」を表明。 都が「TOKYO シニア食堂推進事業」を立ち上げたことをきっかけに、区では令和 5 年 11 月より開始した。

2. 目的

依然として物価が高騰している状況を鑑み、運営の安定化を図るため、高齢者のための誰でも食堂に対する補助 を増額する

3. 対象

区内で高齢者のための誰でも食堂を運営する団体(10 団体)

4. 内容

各事業者の申請に基づき、現行の運営経費補助額の10%を半年分補助する

※現行の運営経費補助額…上限 10,000 円/回 (食堂運営に係る経費:1 回あたりの食事提供が 10 食以上)

5. スケジュール

令和7年7月中に交付申請を受付する予定

6. 事業費

6万2千円 ※当初予算で対応



#	- 1114	. —
#	;┷	\sim
Ŧ	፣ϰ	-

介護サービス事業所への支援金支給

セールスポイント

東京都が実施する物価高騰緊急対策事業の支援対象から外れる介護サービス事業所に対して、区が独自の支援金を支給

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 依然として続く物価高騰による経費増など、区内介護サービス事業所に大きな影響を及ぼしている。
- ・ 東京都が令和7年4月から9月まで、介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援を行っており、 本区においても東京都の支援対象から外れる介護サービス事業所に対する支援が必要であると判断した。

2. 目的

物価高騰等に直面する介護サービス事業所の負担軽減を図り、介護サービス利用者への価格転嫁を抑制する。

3. 内容(補助額)

区内の介護サービス事業所に対し、物価等高騰分として燃料費、食材費、居住費に係る支援金を支給する。 支援金算定方法 1人(1台)当たりの基本単価 × 事業者ごとの利用定員数(所有台数)

【1人(1台)当たり基本単価:4月から9月分】

1 :				
施設区分	車両燃料費高騰分	居住費高騰分	食材費高騰分	
通所系事業所	_		@4,632円	
入所系事業所	_	@23,4	142円	
地域密着型 通所系事業所	@10,200円		@4,632円	
地域密着型 訪問系事業所	@5,400円	_	_	

4. 対象

区内介護サービス事業所 112 事業所

5.スケジュール

8月上旬 区内介護サービス事業所に対し事業の周知

9月上旬 支援金の申請受付

10 月下旬 支援金の支給(口座振込)

6. 事業費

4,167万4千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



障害福祉サービス事業所への支援金支給

セールスポイント

東京都が実施する物価高騰緊急対策事業の支援対象から外れる障害福祉サービス事業所に 対して、区が独自の支援金を支給

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

障害福祉サービス事業所への物価高騰に対する支援については、東京都において物価高騰緊急対策事業が実施されるが、区による地域生活支援事業である「地域活動支援センター」はその対象外となっている。

※地域活動支援センター:障害者が創作的活動または生産活動を行う機会を提供する場所

2.目的

物価高騰に直面する地域活動支援センターの事業継続を支援する。

3. 内容(補助額)

区内地域活動支援センター(10 施設)に対し、区独自の支援金を支給する。 支援金算定方法 1 人当たりの基本単価 @987 × 事業者ごとの平均利用者数

4. スケジュール

令和7年8月 事業内容・申請様式等周知、ホームページ掲載、支援金申請受付開始 令和7年9月 支援金申請締切 令和7年10月下旬 支援金支給(口座振込)

5. 事業費

49万1千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



幼稚園・保育所等への支援金支給

セールスポイント

東京都が実施する保育所等への物価高騰緊急対策事業の活用に加え、都の支援対象から外れる施設に対しても、区が独自の支援金を支給

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

令和4年度より支援金を支給しているが、現在も物価高騰により、光熱費や給食材料費等の必要経費が増大し、 依然として厳しい幼稚園・保育所等の経営状況に対して支援が求められている。

2. 目的

物価高騰に直面する幼稚園・保育所等を支援することにより、安定した保育サービスの提供の継続を図る。

3. 内容

保育事業者等の負担を軽減し、良質なサービスを継続できるよう、補助を行う。 支援金算定方法

- (1)私立幼稚園、公設民営保育所、私立認可保育所、地域型保育事業、認証保育所
 - 一人当たり: 月額 864 円(給食等の提供がない施設は 396 円)×在籍児童数
- (2)認可外保育所 1施設当たり:月額1.3 万円
- (3)病児·病後児保育事業 一人当たり: 日額 16 円×在籍児童数

4. 対象

- (1)補助対象期間:令和7年4月1日~9月30日まで(半年間)
- (2)補助対象施設:141施設

(私立幼稚園、公設民営保育所、私立認可保育所、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育所、

病児・病後児保育事業)※私立幼稚園、公設民営保育所は区独自に支給

5. スケジュール

令和7年8月 各事業者からの交付申請を受付 9月 支援金を支給

6. 事業費

3,470万7千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



#	41/	4
毒	苿	%

UR 都市機構と連携した若者の居場所づくり

セールスポイント

- ・ 様々な困難や生きづらさを抱えた若者に対し、自立に向けた継続した支援を行う場を創出
- ・URとNPO法人と連携し、「若者就労支援の拠点」、「若年妊産婦の生活支援の場」を整備

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

近年、家庭や学校、職場といった生活の中で自分の居場所を見出せないと悩む子どもや若者が増加しており、 安心して過ごせる居場所の必要性が一層高まっていることから、新たに若者の居場所を創出する。

2. 目的

若者の居場所を創出し、困難を抱えた若者に自立や社会参画に向けた安定的で継続した支援を実施するほか、 遊休地等の活用により周辺地域の活性化を実現。区の魅力を高め、持続的な発展を目指す。

3. 内容

まちづくりで本区と連携しているUR都市機構が保有する土地・建物を区が無償で借り受け、若者支援団体に 無償転貸する。居場所を運営する若者支援団体に対し賃料は無償とし、改修経費を補助、保険料を区が負担する。 業務委託ではないため、運営経費は NPO 法人が負担。7月下旬より、2つの若者の居場所事業がスタートする。

(1)「若者就労支援の拠点」…運営:NPO 法人サンカクシャ

- ・様々な困難を抱えた若者に対して、安心できる居場所と飲食店での就労体験の機会を提供
- ・若者と地域住民との新たなコミュニケーションの場を形成
- ・本格オープンする8月までは運営体制の整備、若者への食料支援、関係者に向けた試験営業を実施予定。

(2)「若年妊産婦の生活支援の場」…運営:認定 NPO 法人ピッコラーレ

- ・2020年6月から運営している若年妊婦の居場所『ぴさら』に続き妊産婦の新たな拠点を整備
- ・ぴさら卒業生や地域で暮らす若年未婚母子等が実家のように安心して立ち寄れる場所を提供
- ・遊びにきたり、休んだり、生活を立て直すための相談などができる場を創出

4. 事業費

685万3千円 ※内、464万2千円を第2回区議会定例会補正予算案に計上



Ħ	=	¥	4	_	5
П	ᄐ	≘	Ē	'n	Ζ,
	1	_			

夏休みの子どもの居場所づくり

セールスポイント

夏休みの子どもの居場所を区民ひろばで実施

- ・ 夏休みに子どもの居場所として、東西南北中央 5 か所の区民ひろば併設の集会室を開放
- ・ 自習室以外にも読み芝居やアーバンスポーツなど特別なプログラムも実施
- ・ 東京都の子ども向けクリエイティブ体験事業「くりらぼ」に豊島区が初参加

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

少子化が進む一方で、共働き世帯やひとり親世帯の増加により、長期休み期間中の子どもの居場所の確保は地域にとって重要な課題となっている。特に、夏休みは学校が長期間休校となるため、子どもたちが安心して過ごせる「地域の居場所」の必要性が高まっている。こうした状況を踏まえ、地域の公共資源である「区民ひろば」を活用し、夏休み期間中に子どもたちが自由に立ち寄れて、落ち着いて過ごせる環境づくりを進めていく。

2.目的

- ・ 小学生~高校生までの子どもたちが、安全・安心に過ごせる日中の居場所を地域で確保する
- ・ 区内 22 地区にある区民ひろばの立地を活かし、地域全体で子どもを支える体制をつくる
- ・ 子ども同士の交流や読書・創作などを通して、静かで落ち着いた夏休みの時間を提供する
- ・ 保護者が安心して働けるよう支援し、地域で子育てを支える風土づくりを促進する

3. 内容

【区民ひろばに併設した集会室の開放】

静かな自習室利用を中心としつつ、週1日は読み芝居やアーバンスポーツ体験会などの特別なプログラムを実施

- ・ 日時:7月22日(火)~8月29日(金) 平日10時~16時 ※8月11日(月・祝)~15日(金)を除く
- ・ 場所: ①区民ひろば朋有(東池袋第二区民集会室)
 - ②区民ひろば西巣鴨第一(西巣鴨区民集会室)
 - ③区民ひろば長崎(教養室)
 - ④区民ひろば目白(ひろば集会室)
 - ⑤区民ひろば池袋本町(池袋本町第一区民集会室)

※その他の区民ひろばでも、空き室を活用し自習室の開放などを行い、子どもの居場所づくりを進めている

【とうきょうこどもクリエイティブラボ】

東京都の実施する「とうきょうこどもクリエイティブラボ」(通称:くりらぼ)を共同で実施(本区初参加)

実施日(各日午前·午後 2 回)	場所	内容	対象
8月12日(火)・13日(水)	区民ひろば池袋	イラスト・映像	小・中学生
8月14日(木)・29日(金)	区民ひろば長崎	映像·音楽	小学生
8月25日(月)・28日(木)	区民ひろば要	ゲーム・音楽	中学生



※8月実施分は、7月15日(火)から申込開始。9月・10月にも 12 回実施予定

くりらぼ in 豊島 ホームページ

4. 事業費

359万4千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



事業名	学校プールの遮熱対策	
	・夏期高温化が顕著となっている状況を踏まえたプールの遮熱対策を実施	
セールスポイント	・ 各校のプール施設に大型の遮光ネットを用いた日除け設備を設置し、熱中症の抑止を図ることにより、水泳授業の安全・快適な実施を確保	
	・ 既に計画に基づき8校の設置が完了。残りの学校も前倒しで実施予定。	

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 夏期高温化が顕著となっている昨今、小・中学校の水泳授業に伴う熱中症のリスクが高まっており、高温化の影響により、授業が中止になるケースもある。このことを踏まえ、小・中学校の現場からも遮熱対策を求める意見が 複数寄せられている
- ・ 令和6年 11 月に公表した「豊島区における学校プールの今後の方針について」において、施設面における当面の対策として、日除け設備の設置を掲げた

2. 目的

・ 小・中学校プールの多くは屋外に設置されており、直射日光の影響を受けやすい構造となっていることから、遮 光性の高い日除け設備を設けることで、熱中症の抑止を図り、水泳授業の安全な実施を確保

3. 内容

- ・ プール施設に屋根を設けていない学校を対象に、日除けのための大型の遮光ネットを整備
- ・ 改築予定の無い未改築校を優先した上で、段階的に整備を進めていく

4. 対象

- ・ 屋根付きプールなど一部の学校を除き、全小中学校の屋外プールが対象(全 30 小中学校中 25 校)
- ・ 当初の計画では、令和 7 年度の水泳指導期間までに8校整備し、その後令和9年度までかけて段階的に整備する 予定であったが、設置後の使用状況や記録的な猛暑に鑑み、既に 1 校追加設置(6 月 27 日長崎小)、夏休み終了 前までに 2 校の追加設置を予定(千登世橋中、明豊中※) ※明豊中はプールの構造上、プールサイドのみ
- ・ 残りの 14 校も、来年度の水泳指導に向け、今年度中には整備を完了する予定

計画に基づき整備済	夏休み終了前までに整備	今年度中に整備	整備なし
(8校)	(3校)	(14 校)	(5 校)
巣鴨小、池袋小、高南小、	長崎小(追加設置済)、千	西巣鴨小、朝日小、富士	池袋本町小、池袋第一
要小、さくら小、千早小、	登世橋中、明豊中(プール	見台小、高松小、清和小、	小、池袋中(いずれも屋根
駒込小、西巣鴨中	サイドのみ)	椎名町小、朋有小、仰高	付プール)、豊成小(屋内
		小、南池袋小、池袋第三	プール)、千川中(仮校舎
		小、目白小、巣鴨北中、西	につき外部プール利用)
		池袋中、駒込中	



事業名	防犯機器の緊急補助
セールスポイント	・ 住宅に設置する防犯カメラなどの防犯対策用品(12 品目)の購入・設置費用の補助 ・ 補助上限最大 3 万円(補助割合 4 分の 3)

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・近年、SNSやインターネット掲示板などで実行犯を募集する闇バイトを発端とした強盗事件等が、東京及び近県において相次ぎ、大きな社会問題となっている。
- ・ 本区においても、刑法犯認知件数が過去3年間で増加傾向にあり、区民の特殊詐欺の被害状況も増加傾向。
- ・こうしたことを踏まえ、個々の住宅の防犯機能を高めることで犯罪を抑制し、区民の犯罪不安の軽減と防犯意識 のさらなる向上を図るため、東京都と連携して、防犯対策用品の購入・設置費用の補助を実施するものである。

2. 目的

住宅への防犯強化のため、侵入盗被害防止に有用とされる住宅への防犯設備を設置又は防犯対策物品を購入する 区民に対して、その費用の一部を補助し、もって、区民の防犯意識の高揚と安全で安心な暮らしの実現に寄与する ため。

3. 内容

申請期間: 令和7年8月中旬から令和8年1月末(予定)

申請方法: 郵送、電子申請、窓口受付

補助対象者: 豊島区に住民登録がある方(条件:申請は1世帯1回、豊島区内の住宅に設置)

対象防犯対策用品: 12 品目

①防犯カメラ、②カメラ付きインターホン、③防犯フィルム、④ガラス破壊センサー、⑤センサー付きアラーム

⑥センサー付きライト、⑦防犯ガラス、⑧面格子、⑨防犯性の高い玄関錠、⑩玄関補助錠、⑪窓補助錠 ⑫防犯砂利

補助割合: 4分の3

補助上限: 最大3万円(都補助2万円+区補助1万円 ※区独自に上乗せ)

4. 事業費

8,569万4千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



犯罪被害者等支援条例

セールスポイント

- ・ 犯罪に巻き込まれた被害者やその家族等がおかれている状況への理解を深め、寄り添った支援を提供するため、犯罪被害者等支援に関する条例を現在開会中の定例会に上程
- ・ 犯罪被害者等への支援だけでなく、犯罪等の予防についても言及
- ・ 犯罪被害者等への経済的・日常的支援を行うため、条例制定に合わせ補正予算案を計上

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

SNS などを通じた誹謗中傷などの二次被害を含め、被害者等をとりまく環境は複雑化しており、犯罪被害者等が安心して生活をおくるために、一番身近な自治体である区に求められる役割の重要性が増している。そうした中で、より一層、東京都や関係団体等と連携し、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行うため、犯罪被害者等支援条例を現在開会中の区議会定例会に上程している。

2. 目的

区における基本理念を定め、区、区民、事業者の責務・役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等が必要とする施策を推進することで、犯罪被害者等の身体的・精神的な負担の軽減及び回復を図る。

3. 内容

- ・ 犯罪被害者等への支援のみならず、犯罪等の予防にも言及し、犯罪被害者等や加害者を生まないまちづくりの 推進を区として取り組んでいくことを条文化
- ・ 条例制定に先駆け、専門相談支援窓口を令和7年4月1日に開設
- ・条例制定に合わせ、犯罪被害者等への経済的支援・日常生活支援施策を拡充
- ・ 施行予定日7月31日。ただし、4月1日に遡って適用

4. 支援の対象・内容

- 相談支援窓口は、豊島区民だけでなく、犯罪被害にあわれた方であればどなたでも相談が可能
- ・ 経済的支援(①犯罪被害にあわれた方で区に在住・在勤・在学の方(そのご遺族を含む)、②区内在住のご遺族)

·遺族支援金(30万円)	・遺族子育て支援金(18歳以下の子一人につき30万円)
·重傷病支援金(10万円)	·性犯罪被害者支援金(10万円)

・ 日常生活支援(被害発生時およびサービス提供時に区内在住の方)

・配食サービス	·弁護士相談費用助成
・家事等支援サービス	・カウンセリング費用助成
・育児等支援サービス	·性犯罪被害者支援費用助成
·居住支援(転居費用·居宅清掃費用·一時宿泊費用)	

5. 事業費

249万5千円 ※第2回区議会定例会補正予算案に計上



事業名	区民による事業提案制度
セールスポイント	・「区政を推進するための区役所改革」の取組の一つとして実施 ・ 区民が事業提案し、区民の投票により予算案に盛り込む事業を選定する制度 ・ 5月1日から6月13日まで提案募集し、「多様性の尊重・多文化共生」32件、「こころと体の 健康づくり」33件の計65件の提案があった ・ 提案内容の審査を行ったうえで、8月~9月上旬に区民投票を実施予定

1. 事業内容

- ・ 豊島区に新たに事業化してほしい取組を区民から具体的に提案いただくとともに、その中から、区民による投票により、実現する提案を決定する「区民による事業提案制度」を、令和5年度から実施。
- ・ 区民投票を踏まえ選定された提案は、令和7年度予算案に計上する。

2.目的

- ・ 従来の発想にとらわれない新たな視点から、課題の抽出及び課題解決を目指す。
- ・ 区政に係る諸課題に対する提案を区民から募集し、さらに区民が直接選ぶことにより、区民の声を直接施策に 反映させる区政参画の仕組みを構築する。
- ・「事業提案」という形で、これまでつながりにくかった区民との新たなつながりを確保する。

3. 提案件数(募集テーマ別)

①「多様性の尊重・多文化共生」32件 ②「こころと体の健康づくり」33件 計65件

(テーマとした理由)

- ・「多様性の尊重・多文化共生」…平和と人権の尊重やジェンダー平等、女性のエンパワーメントの推進、性別等に起因した様々な困難を抱える人々への支援の充実、外国人の活躍推進等は、基本計画の理念に掲げる「誰もがいつでも主役」の実現に向け、分野横断的に取り組んでいく共通の方針である。
 - この方針を踏まえ、多様性の尊重や多文化共生に関する取組は区として速やかに実施していく必要があるため。
- ・「こころと体の健康づくり」…年代・性別ごとに健康課題は様々であり、精神の不調や疾患を抱える方も増えている。新保健所の開設(R8年度)も予定されている中、健康に向けた取組の加速は区としても特に注力していくべき課題の1つであるため。

4. 提案者の年齢構成

年齢層	~20代	30代	40代	50代	60代	70代~	合計
提案件数	4件	19件	23件	9件	8件	2件	65件

5. スケジュール

・ 7月 提案内容の確認・審査

豊島区ホームページ 「区民による事業提案制度」

- ・8月1日~9月15日 区民投票(インターネット及び投票用紙により投票)
- ・ 9月中旬~12月 投票結果を踏まえ、各事業の令和8年度予算案を作成
- ・ 令和8年2月~3月 区議会の議決を経て事業化





企業等による事業提案制度

セールスポイント

- ・ 企業等が自らのノウハウを活かして地域課題の解決につながる事業を提案し、採択された 事業に対して区が初期支援を行う制度を新たに創設
- ・ 基本構想に掲げた3つの理念のうちの1つである「みんながつながる」における「共創の推進」を本制度の実施により体現していく
- ・ 初期経費が課題となっている企業等に対し支援を行うことで、事業収益による自立・持続 可能な事業への成長を促す

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・令和5年度より、豊島区に新たに事業化してほしい取組を区民から具体的に提案いただき、その中から、区民による投票により、実現する提案を決定する「区民による事業提案制度」を実施。
- ・区民提案制度に加え、今回、地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者を対象にした、「企業による事業提案制度」を新たに創設。

2.目的

区の最高指針である基本構想に掲げている「共創」を、本制度の実施により実現するため。

3. 事業内容

- ・豊島区をより良くしたい企業等から、地域課題の解決につながる具体的な提案を受け、提案した企業等が実施する 事業に対し、一定期間、区が支援を行う。
- ・支援する事業は、提案事業の中から区民投票を経て、外部有識者を交えた審査会で決定する

4. 募集テーマ

豊島区基本構想に掲げる「7つのまちづくりの方向性」

- 1 地域と共に支えあう安全・安心なまち
- 2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち
- 3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち
- 4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち
- 5 活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち
- 6 共につくる地球にも人にもやさしいまち
- 7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

5. 対象

民間の企業・団体等(区内外を問わない)

6. 補助額・補助期間

・ 補助額 : 提案 1 件につき500万円/年(総事業費の1/2)を上限

· 補助期間 : 最長3年間

7. スケジュール

7月1日~	提案募集(9月30日募集締切)
11 月頃~	区民投票
令和8年1月頃	審查会·採択提案決定
2月頃~	事業の詳細検討
4月以降	事業実施

豊島区ホームページ 「企業等による事業提案制度」





#	41/	4
毒	苿	%

戦後80年を契機とした平和事業の展開

セールスポイント

- ・ 本区は昭和57年7月2日に23区で初めて非核都市宣言を行った
- ・ 戦後80年を契機に、区内各所で平和事業を集中的に実施
- ・ 平和スタンプラリーで、子どもから大人まで楽しく平和について学べる機会を創出

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 本区は昭和57年7月2日に、東京23区で初めて非核都市宣言を行った。
- ・ 今年は戦後80年の節目の年であるため、毎年区が開催している「原爆被災パネル展」を、「戦後80年平和展」と 改め、被爆体験者による講話・平和コンサートを合わせて実施する。
- ・ 区民ひろば・郷土資料館・中央図書館で開催している平和事業と連携し、子どもたちが楽しんで参加できるよう、 スタンプラリーを行い、平和について学べる機会を創出する。

2. 目的

区民の皆さんや、特に次世代を担う子どもたちに、平和について自分ごととして考えてもらうため

3. 対象

どなたでも(特に小学4年生~中学3年生向け)

4. 内容

【戦後80年 平和展】

- 会期:令和7年8月6日(水)~8月15日(金)
- ・ 会場:としまセンタースクエア(豊島区役所1階)
- ・ 内容:原爆や戦争に関するパネル・映像等の展示のほか、 8月7日(木)は特別企画として被爆体験講話と平和コンサートを実施

【平和スタンプラリー】

- · 会期:令和7年8月6日(水)~8月15日(金)
- ・ 会場:区民ひろば、中央図書館、郷土資料館、としまセンタースクエア
- ・ 内容:区民ひろば…平和の絵本特設コーナーや平和のモニュメントづくり、平和の歌の合唱

中央図書館…戦争と平和をテーマとした特設コーナー

郷土資料館…戦後80年収蔵資料展「変わりゆく日常 一区民が遺した戦争の記憶一」

各会場1か所以上と「戦後80年 平和展」の展示に来場し、スタンプを2つ以上集めると景品がもらえます